

2018年4月26日

各 位

会 社 名 J F Eホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 林田 英治  
(コード：5411 東証第一部)  
問 合 せ 先 I R部広報室長  
俵 英嗣  
電 話 番 号 03-3597-3842 (代)

## 取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社ならびに事業会社であるJ F Eスチール株式会社、J F Eエンジニアリング株式会社およびJ F E商事株式会社の取締役と執行役員を対象とし、中長期業績に連動する株式報酬制度を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 導入の背景および目的

- (1) 当社は、当社および事業会社の取締役等の報酬について公正性、客観性および透明性を担保すべく、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし過半数を社外役員で構成する報酬委員会を2015年10月より設置しています。当社取締役会は、この報酬委員会の審議および答申を踏まえ、「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」と称される仕組みを活用して当社および事業会社の取締役等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下、「当社株式等」といいます。) を給付する報酬制度 (以下、「本制度」といいます。) を導入することを決議いたしました。
- (2) 本制度に基づく報酬は、当社グループの中期経営計画に掲げる業績目標等に連動させて給付水準を決定し、退任時に信託を通じて、当社株式等を給付するものです。

当社グループは、本日、発表いたしました2018～2020年度のグループの事業運営の指針となる第6次中期経営計画のもと、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現への貢献を推進することにより、「常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」という企業理念の実現を目指します。本制度は、第6次中期経営計画の開始とあわせ2018年度からの導入を予定しており、本制度を通じて当社および事業会社の取締役等に対し中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式等を給付することにより、報酬と当社グループの業績および株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を一層促進することで、

中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としています。

- (3) 本制度の具体的な対象者は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）と取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）、ならびに事業会社である J F E スチール株式会社、J F E エンジニアリング株式会社および J F E 商事株式会社の取締役（社外取締役を除きます。）と取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）とします。（以下、対象者を総称して「当社グループ取締役等」といいます。）
- (4) 本制度の導入は、2018 年 6 月 21 日開催予定の第 16 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、当社の取締役を対象とした本制度の導入に関する議案の承認を得ることを条件といたします。

## 2. 本制度が導入された場合の当社取締役および執行役員の報酬制度

### (1) 当社取締役および執行役員報酬に関する基本方針

当社取締役会は、報酬委員会の審議および答申を踏まえ、本制度の導入を機に、当社取締役および執行役員の報酬に関する基本方針を以下の通りとすることといたしました。

- ・取締役および執行役員の報酬制度については、「公正性」「客観性」「透明性」を担保すべく、報酬委員会で妥当性を審議した上で取締役会において決定するものとします。
- ・取締役および執行役員の報酬は、当社グループの経営環境や同業ないし同規模他社の報酬水準を踏まえつつ、当社グループの企業理念を実践する優秀な人材を確保できる水準とします。
- ・当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、各取締役および執行役員の役割、責務等に応じて基本報酬と業績に連動する報酬（年次賞与、株式報酬）の割合を適切に設定します。

### (2) 当社取締役および執行役員の報酬の構成

本制度導入後の報酬の構成は以下の通りです。なお、社外取締役および監査役については、独立した客観的な立場から経営の監督、監査を行うという役割に鑑み、基本報酬のみを支給します。

#### ① 基本報酬

役位等に応じて毎月、定額を金銭で支給します。

#### ② 年次賞与

取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員を対象として、単年度の連結業績に応じて水準を決定し、年 1 回、金銭で支給します。

#### ③ 株式報酬（詳細は、3. の通り）

株式報酬は、以下の通り「業績連動部分」と「在任期間部分」から構成します。

業績連動部分：取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）を対象として、役位および中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて、当社株式等の給付を行います。

在任期間部分：取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、役位毎の在任期間に応じて当社株式等の給付を行います。

### (3) 各報酬の割合

報酬委員会における当社取締役および執行役員の固定報酬と業績連動報酬の適切な割合に関する審議を踏まえ、本制度の導入を機に、従来以上に業績連動報酬の割合を高めることといたしました。具体的には、業績目標を達成した際の「基本報酬」、「年次賞与」、「株式報酬」の割合を、当社社長の場合で概ね60%：20%：20%となるように設定します。

(ご参考) 各報酬の対象

	固定報酬		業績連動報酬	
	基本報酬	年次賞与	株式報酬	
			業績連動部分	在任期間部分
取締役（社外取締役を除きます。）※1	○	○	○	○
社外取締役	○	—	—	—
取締役を兼務しない執行役員	○	○	○ (国内非居住者を除きます。)	—
監査役	○	—	—	—

※1 事業会社の業務執行取締役が当社の取締役を兼務している場合には、当社からの報酬は基本報酬のみとします。

なお、事業会社であるJFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社およびJFE商事株式会社の取締役と執行役員についても上記(1)の基本方針に沿って適切に報酬制度を設計し、各社の取締役会および株主総会において必要な承認を得ることとします。

### (4) 当社取締役および監査役の報酬額改定について

2002年6月26日開催の川崎製鉄株式会社第77回定時株主総会および同日開催の日本鋼管株式会社第148回定時株主総会にて、株式移転により両社の完全親会社として当社を設立することをご承認いただいた際にあわせて、当社の取締役の報酬総額を月額4,000万円以内、監査役の報酬総額を月額1,500万円以内として承認され、現在に至っています。以来当社では、この報酬限度額の範囲内でそれぞれ取締役、監査役に基本報酬を支給し、賞与については支給の都度、定時株主総会での承認を受けてきました。

このたび当社では、株式報酬制度の導入を予定していますが、今後も、固定報酬と業績連動報酬のバランスも勘案しつつ、報酬委員会での客観的な審議を踏まえ、柔軟に取締役の報酬制度を設計してまいります。については、当社の取締役の報酬限度額を月額から年額に改め、社外取締役を除く取締役に対しては当該報酬限度額の範囲内で基本報酬に加えて賞与も支給することとした上で、取締役の員数、他社水準およびこれまでの支給実績等を総合的に勘案し年額7億円以内（うち社外取締役分は年額8,000万円以内）とすることにつき本株主総会に付議する予定です。

また、監査役の報酬限度額についても、監査役の員数、他社水準およびこれまでの支給実績等を総合的に勘案し、月額から年額に改め、年額2億円以内とすることにつき本株主総会に付議する予定です。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社グループ取締役等に対して、当社および事業会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

本制度は、第6次中期経営計画の対象となる2018年度から2020年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象とします。

本制度の構成	業績連動部分	対象期間の中期経営計画に掲げる業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を給付 →当初対象期間においては、第6次中期経営計画に掲げる親会社株主に帰属する当期純利益目標2,000億円/年を業績指標とし、当該目標達成時の水準を100%として、各事業年度分の給付水準を0～150%の範囲で変動させます。 *但し、自己資本利益率（ROE）が5%未満の場合、当該事業年度分の給付はなしとします。 *また、事業会社が連結経常損失を計上した場合、当該事業会社の対象者への当該事業年度分の給付はなしとします。
	在任期間部分	会社毎・役位毎の在任期間に応じて当社株式等を給付
本制度の対象者	業績連動部分	・当社および事業会社の取締役（社外取締役を除きます。） ・当社および事業会社の取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）
	在任期間部分	当社および事業会社の取締役（社外取締役を除きます。）
当社が信託に拠出する金銭の上限	各対象期間当たり45億円（うち当社取締役分6億円）	
信託が取得し、給付の対象となる当社株式数の上限	各対象期間当たり480万株（うち当社取締役分66万株）	
信託による当社株式の取得方法	取引市場を通じた取得または当社の自己株式処分の引き受け	
当社株式等の給付時期	原則として当社グループ取締役等退任時	

#### (2) 本制度の導入に係る本株主総会決議

当社は、本株主総会において、上記2（4）の報酬限度額とは別に、本制度に基づく当社取締役に対する報酬として本信託へ拠出する金額の上限および取得株式数（下記（4）に定める）の上限その他必要な事項を決議した上で本制度を実施します。

#### (3) 信託期間

2018年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 当社が当社グループ取締役等を対象として本信託に拠出する金銭の上限額および本信託から給付が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式数を含む）の上限株式数

当社は、当初対象期間およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当社グループ取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします（※1）。

対象期間ごとに当社が本信託に拠出する金銭は、それぞれ 45 億円（※2）を上限とします。これは、現行の当社グループ取締役等報酬の支給水準、員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として、対象期間ごとに、当該対象期間に対応する必要資金を本信託に追加拠出することとします。なお、当初対象期間経過後の各対象期間にかかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して当社グループ取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社グループ取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）を上記上限額から控除した金額をもって、当該対象期間に対応する追加拠出額の上限とします。

また、この上限金額の範囲内で取得され、下記（7）により当社グループ取締役等に給付される当社株式（換価処分の対象となる株式数を含む）の総数は、各対象期間当たり 480 万株を上限とします。この株式数は、上記の拠出金の上限額を踏まえて、当社の株価等を参考に設定しております。

- ※1 当社が本信託に拠出する金銭は、事業会社分を含むものとし、事業会社は、当該会社の対象者に給付がなされた都度、当社に対して一定の精算金を支払うものとし、
- ※2 本株主総会での決議事項である、当社取締役に対する報酬として本信託へ拠出する金額は 6 億円を上限とする予定です。この上限金額は、本株主総会終了後の取締役の員数および今後の取締役の改選を考慮し、最高評価（中期経営計画に掲げる目標達成水準を 100% として 150% に相当）となった場合の株式報酬額として算出しています。また、この上限金額の範囲内で取得する当社株式の数の上限は 66 万株とする予定です。

#### （5） 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された金銭を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### （6） 当社グループ取締役等に給付される当社株式等の数および額の算定方法

当社グループ取締役等には、各事業年度に関して、各社の役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社グループ取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、160 万ポイント（うち、当社の取締役分として 22 万ポイント）を上限とします。

事業年度毎に付与されたポイント数は、原則として、当該当社グループ取締役等の退任時まで累積されます。この累積したポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1 を超えないも

のとします。)を乗じて得たポイント数(以下、「確定ポイント数」といいます。)を1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して、下記(7)の通り、当社株式等を給付します(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、当初対象期間における各事業年度の付与ポイント数の算定方法は、以下の通りです。

#### ① 業績連動部分

業績連動部分の算定にあたっては、株主還元に直結する当期純利益へのコミットが重要と考え、第6次中期経営計画において設定した親会社株主に帰属する当期純利益の目標値を指標としております。また、持続的な企業価値向上のためには、株主資本を最大限に活用し、中長期的に資本コストを上回る利益を上げることが必要であり、経営者の責務であるとの観点から、自己資本利益率(ROE)5%以上を給付の最低要件としております。

具体的には、会社毎・役位毎に定める基準ポイント(以下、「業績連動ポイント」といいます。)に、第6次中期経営計画における親会社株主に帰属する当期純利益目標に対する達成度に応じた調整率を乗じて算定します。調整率は目標到達時を100%とし、0%~150%の範囲で変動します。

年間付与ポイント数=業績連動ポイント

×親会社株主に帰属する当期純利益に関する調整率(0%~150%)

なお、当該事業年度における自己資本利益率(ROE)が5%未満の場合は、調整率を0%とします。また、当該事業年度において事業会社が連結経常損失を計上した場合は、当該事業会社の対象者に適用する調整率を0%とします。

#### ② 在任期間部分

会社毎・役位毎に定める基準ポイント(以下、「在任期間ポイント」といいます。)に、当該役位の在任期間に応じた調整率を乗じて算定します。当該事業年度に対応する役務提供期間に全期間在任した場合は、調整率が100%となります。

年間付与ポイント数=在任期間ポイント

×当該役位の在任期間に応じた調整率(0%~100%)

※業績連動ポイントおよび在任期間ポイントについては、今後、所定の手続きを経て有価証券報告書等で開示を行う予定です。

#### (7) 当社株式等の給付

当社グループ取締役等が退任し、各社における役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該当社グループ取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式につい

て、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、各社における役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、当社および当社グループ取締役等と利害関係のない団体へ寄附されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

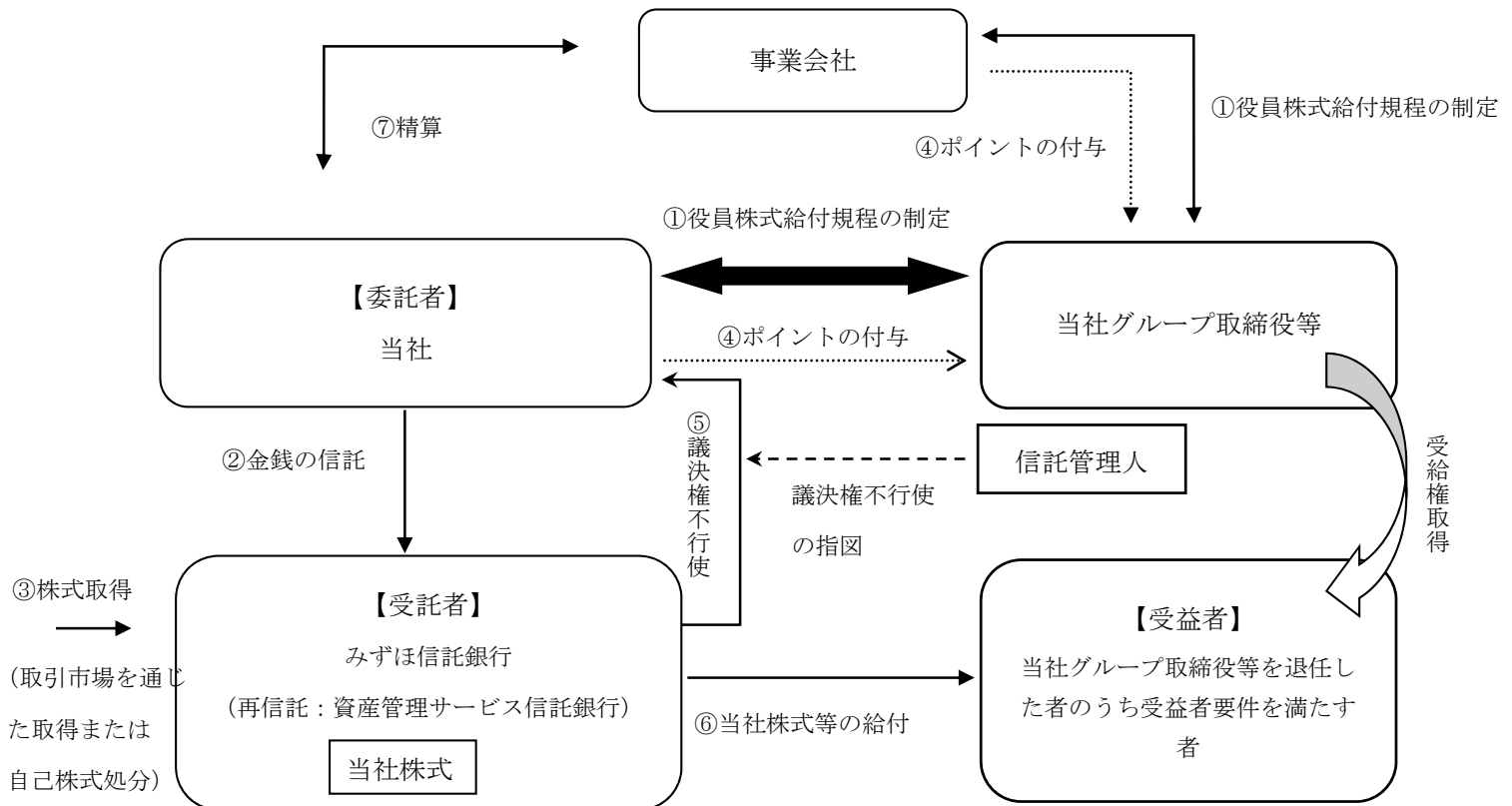
本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により団体に寄附される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 当社グループ取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2018年8月 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2018年8月 (予定)
- ⑨信託の期間 : 2018年8月 (予定) から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会において当社の取締役を対象とした本制度の導入に関する決議を得た上で、執行役員も対象に含めた「役員株式給付規程」を取締役会の決議により制定します。事業会社においても同様に、各社の株主総会および取締役会の決議を得て「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会および取締役会の決議で承認を受けた範囲内で、当社および事業会社分を合わせて金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により当社株式を取得します。
- ④ 当社および事業会社は、各社の「役員株式給付規程」に基づき当社グループ取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、当社グループ取締役等を退任した者のうち各社の「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、当社グループ取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。
- ⑦ 事業会社は、自らの取締役等になされた給付に応じて、当社に対して一定の精算金を支払います。